

米田賢次郎著

中國古代農業技術史研究

古賀 登

このたび、畏友米田賢次郎氏が、氏の多岐にわたる研究業績のうち、中國古代の農業問題・土地問題に關する論考を纏め、上梓された。それに『中國古代農業技術史研究』と題されたのは、氏の研究が、農業問題・土地問題を理解するためには、農業技術に關する専門知識がなければならぬという認識に立って進められてきたものだからであろう。跋文に記されているように、氏は一九四七年京大文學部史學科卒業後、京大農學部に學ばれ、五〇年から五三年にかけ農業經濟學科で聴講されている。本書は、そうした氏の研究成果である。本書の構成は、つきのごとくである。

序論 華北乾地農法と農業社會

華北乾地農法と一莊園像——『齊民要術』の背景——

第Ⅰ部 技術論

第一章 手労働耕作について

一 耦耕芻言

二 呂氏春秋の農業技術に關する一考察——特に氾勝之書と

關連して——

第二章 牛犁耕について

一 二四〇歩一畝制の成立について——商鞅變法の一側面

二 趙過の代田法——特に犁の性格を中心にして——

第Ⅱ部 土地利用論

第一章 畑作について

一 齊民要術と二年三毛作

二 中國古代麥作考——二年三毛作成成立の再檢討——

第二章 水稻作について

一 應劭「火耕水耨」註より見たる後漢江淮の水稻技術について

二 漢六朝間の稻作技術について——火耕水耨の再檢討を併せて——

三 陂渠灌漑下の稻作技術

第Ⅲ部 土地制度論

華北乾地農法より見た北魏均田規定の一解釋——『齊民要術』の背景その2——

補論

一 中國古代の肥料について——二年三毛作成成立の一側面

二 所謂「齊民要術卷頭雜說」について

一

序論は、北魏の高陽（山東省益都）太守賈思勰の農業技術書『齊民要術』を用い、當時の華北乾燥地帯における莊園經營の鳥瞰圖を描いたものである。氏はまず華北乾地農法の特性を技術的立場から

考察し、寡雨のため豊凶の差がはげしく極めて不安定であること、播種・收穫適時が短いため労働集中的であること、従つて飢饉等による土地兼併が容易であり、貧農・小作農の富豪への依存度が高いこと、水と土との關係が微妙であり、經驗智と手抜のない集約農法が必要で、農作業に高い自立性が求められること、従つて大土地所有者は、直營地では奴・隸を使って自家食糧を生産させるが、他は小作に出したであらうこと、中國の族と家の二重構造や、強い村落の自治權、所謂縱型社會は、華北乾地農法が要求する、不安定性の排除と生産力の向上に對處するためにとられた社會形態であること等を指摘。ついで、そうしたことを念頭におき、主として『齊民要術』を用い、當時の莊園像を浮び上らせる。それによると、當時の莊園は大體三〇頃程度、大莊園でも三〇〜五〇頃位に分割經營され、中間管理職が置かれていた。中心は穀田（要術一〜三卷）で、直營地には黍・麥・水稻、小作地では粟・黍・大豆・穧麥類を栽培、灌漑地では二年三毛作、稻麥二毛作が行なわれていた。一戸あたりの耕作地は七〇畝前後。牛耕で、犁はスキヘラを持つ大型犁、二牛三人を用い、そのあとに下種者一人、挽耨者二人が従い、播種した。小作料は通常「什之五割」。無牛の者は「大半制」であつたといわれるが、これは牛の借用料を加えたもの。儲賃は高くて一日三〇文。穀田以外の部分（要術四〜六卷）は、野菜・果樹・桑・榆等の林藝植物栽培、牛馬羊等の家畜飼育・養魚等に利用された。これらの生産物は、使用人を含む自家消費分を除き、換金された。販賣は莊園を窓口に行なわれ、また必要物資は莊園を窓口で購入された。更に食品加工（要術七〜九卷）についてみると、食料自給のための食品加工とは別に可成り贅澤な料理の調理法に注目され、一回

の調理量が、五口の家、數家分と認められる。これらのことから、莊園主は、生産・流通・消費のすべての面を通して、一族だけでなく、近郷鄉村にまで支配の網をひろげていた、という。

第一部第一章の一は、耨の意味からみて、「耨耕」には色々の形式が考えられるという見解のもとに、まず氏自身の耨耕論をのべ、ついで柄の彎曲と庇の角度を中心にして各種のスキの機能効率を考へ、かつ一つのスキにも使用目的により前進・後進・側進のあり得ることをのべ、それを前提にして、先學の耨耕説を検討し、それらの諸説は、その適用範圍の廣狹は別としていずれも耨耕としての條件に適用のものであると結論したものの。氏の耨耕論とは、『呂氏春秋』土容論の作畝法を、幅一步（六尺）、長さ百歩の畝に、幅一尺内外の畝と剛を交互に作るものとし、二人が六尺の距離をおいて對面し、一尺間隔に剛を作りながら横に移動して耕作するとしたもの。その場合、通常、妻の方が利手の方向に土を揚げ、夫が逆の方向（左側）に土を揚げて力のバランスを計り、また掘り起して作った畝上の土を、横に動く際にそのままスキを返して、スキの側面（側壁）で土をたたいて破碎し、稻をもつて「耨」の作業をも兼ねて行ったものであらう、という。

二は、『呂氏春秋』土容論のいう (イ)「是以六尺之稻、所以成剛也」は、畝の長さをいったもの。そうすれば「五耕五耨」しやすい。(ロ)「其博八寸、所以成剛也」は、剛の幅である。(ハ)「耨柄尺、此其度也」は、畝幅一尺〜一尺二寸、剛幅を八寸〜一尺にとつたことを示す。(ニ)「其耨六寸、所以開稼也」は、行間六寸、苗間六寸の二行播種とみるべきであり、そうすれば、「衡行必得、縱行必術」や「高而危則澤奪云々」という注意事項が生きてくる。(ホ)「苗其弱

也欲孤、長也欲相與居、其熟也欲相扶、是故三以爲族乃多粟」は、三株立てであることを示す、とし、この農法が、「汜勝之書」に、タテ一八〇尺×ヨコ四八尺＝一畝の耕地に、タテ一〇・五尺おきに幅一・五尺のヨコの道を一四本つくって一五區劃、一五町とし、それぞれ町の間に、一尺おきに幅一尺のタテ溝をつくり、その溝に行間五寸、苗間五寸、二行一株立てに育てた區田溝種法に發展したのである、としたもの。

第二章の一是、一〇〇歩一畝制から二四〇歩一畝制への變化を、秦商鞅の邑制・軍制との関連から考察したもの。すなわち (一) 一戸あたりの地積單位の設定は、通常、(イ) 一定日の労働力を投下しうる土地の廣さ、(ロ) 一家の生活を支える收穫量を保障する土地の廣さによってきめられるものであり、一〇〇歩一畝制を二四〇歩一畝制に改めたのも、農業生産力の上昇による(イ)。(ロ)の變化に對應したためである。(二) 生産力の上昇をもたらしたモメントは、(イ) 手労働農器具の發達、(ロ) 灌漑工事の發達、(ハ) 牛耕の發達であるが、(イ)。(ロ)はかえって農業の集約化をうながし地積單位を縮小させ、(ロ)も、スキサキだけの作條犁からスキヘラをもつ耕起反轉可能な重い耕犁へと發展する場合は、農業集約化をきたし耕作可能面積を縮小させる。ゆえに二四〇歩一畝制への畝制擴大の原因となった農業技術の變化は、作條犁の出現とみななければならぬ。だとすると、作條犁の出現は春秋・戰國初期であるから、畝制擴大は戰國初期ないしは中期である。(三) 商鞅の邑制は、五人一組に伍長をおき、一〇人を一組とし、五〇人一組に屯長、一〇〇人一組に將、五〇〇人一組に五百主、一〇〇〇人一組に二百五主をおいた軍制に對應し、五家を一伍とし、二伍が道をはさんで向いあった一〇家を一什とし、五〇家を

間左、五〇家を間右に配し、一〇〇家を一里とし、そのような里を左右に五つずつ並べたものである。邑内一〇〇〇戸の中央を通る道が阡、里中の道が陌で、田制も邑制にならない、一〇〇家の耕地は、タテ・ヨコ五〇〇歩の耕地の中央に道路をつくり、その兩側に五家の田を並べた。(四) 一家の持ち分が二四〇歩×一〇〇歩となったのは、中央道の道幅を二〇歩とし、その左右の耕地を、それと直角な道によって五等分したからである。(五) 一家の耕地をこのようにしたのは、牛耕の發達により、適正耕作面積が二・三倍となり、かつ牛耕上、一邊を長徑とするのが便宜だからである。(六) 従つて、二四〇歩一畝制は、商鞅が阡陌制をはじめたときに制度化されたものである、という。

二は、古くから論争が繰り返されている『漢書』食貨志所載の代田法の解釋である。すなわち、食貨志のいう(イ)「一晦三剛、歲代處」は、廣さ一步、長さ二四〇歩の耕地の長邊に沿つて、廣さ一尺、深さ一尺の播種溝を一尺おきに作り、毎年溝と壟とを交替させること。(ロ)「古法也」は、代田法以前には、三本刃の作條犁で「一晦三剛、歲代處」をしていたことを言つたもの。(ハ) 播種・栽培法は、耐風、耐旱農法である。(ニ)「率十二夫爲田、一井一屋、故晦五頃」は、代田法を行なう耕地の適正面積をいつたもので、自營小農數家(一伍五家)が協業して五頃の耕地を耕したのであろう。(ホ)「用耦犁二牛三人」の耦犁は、土壤の耕起反轉可能な甲の高いスキサキをもつ兩刃犁で、二人が牛の鼻綱をとり、一人が犁をおさえたものであろう。(ヘ)「縵田」の縵は繪の無文のものごとで、三本刃の作條犁では生苗が無紋状になるゆえ、その田を「縵田」といふた。(ト) 人輓犁の「相與庸輓犁」は、「相互に庸いあつて犁をひく」

ということ、數家が勞力を出しあつて協業し、およそ十人位で犁をひき、順ぐりに各戸の耕地を耕したのである、という。

二

第Ⅱ部第一章の二は、現在華北で行なわれている粟↓麥↓豆↓冬期休閑を繰り返す二年三毛作の成立過程を考察した。通説では、『齊民要術』には原則的には二年三毛作はみられない。二年三毛作は大略唐代にいたつて小麥の普及によつて生み出されたといわれている。これに對し氏は、要術が粟・黍・豆・蔓菁等々の栽培法についての記事の中で、それらをいかなる作物の跡地に栽培すればよいか、作物の前後關係を「底」という字で記しているのを手掛りとして、それらの前作物を調べ、かつ「大小麥皆須五月六月曠地」とある「曠地」は麥の播種前の土壤處理ではなく、麥の刈跡に雨期を

またずに直ちに他の作物を播種するためのものであるという新解釋により、(一)要術から相當高度の二年三毛作型式が抽出できる。(二)二年三毛作形式の中に變化發展のある事を認むべきである。(三)二年三毛作の成立は、小麥の普及を前提にしなければならぬ理由はない、と結果される。

二は、(一)要術が曆に節月を使用している確率の高いこと。(二)二年三毛作の普及度は面積でいうと二〇%ぐらいであり、農書は年一毛作を前提として書かれていゝのであろうから、多毛作の成立を考える場合「行間の文字」を読む必要があること。(三)農書に書かれていて、他の一般史料に書かれていない場合があり、また農書でも、常識的なことは書かれていないであろうから、史料にないということは、必ずしも現實にも存在しなかつたことにはならないこと。(四)要

術から二年三毛作が考えられる。麥のみの一年一作は栽培技術の上からは必ずしも合理的ではない。「高田に禾、下田に麥」も決定的な區別ではなく、それによつて禾麥組み合わせの二年三毛作を否定できないこと。(四)漢代に禾麥輪作があつたということには、反對ではないこと。(四)閔成基氏のいう禾麥輪作を可能ならしめる條件は、戰國末期にも遡上させること。(五)二年三毛作の春秋成立説は、現在のところ保留というのが妥當であること、を論じたものである。

なお、補論の一、二は、二年三毛作の成立問題に關連する論文なので、ここで簡単に紹介しておきたい。一は、肥料要求度の高い麥を組合せる二年三毛作成立の條件となる施肥技術を検討したもの。元の王禎の『農書』によつて畑作に使用された肥料を分類すると、(一)現在の厩肥または堆肥にあたる踏糞、(二)綠肥にあたる苗糞、(三)草を刈取つて地中に埋め、肥料とする草糞、(四)草・木とともに土を焼き、灰を肥料とするほか、土壤内の殺蟲、土壤の分解作用をうながす火糞、(五)禽獸毛羽の類、(六)酸性土壤を中和するための石灰、(七)人(獸)糞、(八)クリークの泥をすくいあげて肥料とする泥糞となるが、苗糞・火糞・人獸糞はすでに先秦時代であり、西陲出土漢簡にみえる塊糞は、糞と土を混合した混合肥料と認められること、『汜勝之書』に「種子を動物の骨と煮た汁に漬けてから播種する」とある糞種は、耐旱處理にあつた農法であることからみて、漢代にはかなり高度の施肥技術があつたと考えられ、また要術には苗糞がみえ、要術巻頭雜説には踏糞の作り方があつて、すでに要術時代には、二年三毛作を可能とする充分な施肥技術があつたという。問題は、その巻頭雜説の成立年代であるが、二は、それを考察したものは、巻頭雜説は、要術の著者賈思勳の筆ではなく、要術にない舊麥

や糙種などの語が見られるため、後人の作が添加されたものと一般に考えられているが、氏は、要術中の粟麥は蕎麥と思われるし、しかも技術的にみて、要術の整地法は、現在と同じく耕一耨一勞の三段階であるのに對し、雜説は耕一勞の二段階になっているので、雜説は要術より古いものと考えるのが常識的であり、蕎麥や糙種など新しいと思われる語の混入しているのは、轉寫中にその時の慣用語に改められたものではないかとの見解を提示されている。

第二章の一は、古代江淮地方における水稻農法として知られる火耕水耨をとりあげ、あわせて『周禮』の鄭玄註、要術の稻作法を論じたもの。氏は、(一)火耕水耨は、從來、漢代より南北朝にかけ普遍的に行なわれていた農法で、その技術内容は、一年休閑の直播法、あるいは器具をもつて除草しない原始的農法と考えられてきたが、後漢代の人應劭の『漢書』武帝紀註によつてみると、直播の條播で、かつ除草の注意のゆきとどいた栽培法である。(二)『周禮』稻人の條の鄭玄註は直播連作。要術の江淮稻作は、火耕水耨と一線を劃して考えるべきであり、歲易であるが、その要求度は低い。一方、北土のそれは連作・田植法である。(三)火耕水耨といつても、原始的な技術から、かなり高度な技術までも含みうるもので、これが火耕水耨であるというような一定の技術で定義付けることは困難である。(四)『晉書』食貨志所載の杜預の上奏文によつてみると、火耕水耨は、晉代ではすでに過去の、あるいは開拓地の農法とみられ、普遍的な水稻作技術とは考えられていなかった、という。

二は、前稿に對する西嶋定生氏の批判に答えたもの。(一)『周禮』鄭玄註の「開邊舍水於列中、因涉之揚去前年所芟之草、而治田種稻」は栽培年度の作業であり、従つて後文の「將以澤地爲稼者、必

於夏六月之時、大雨時行、以水病稻、草之後生者、至秋水涸芟之、明年乃稼」も栽培年度の作業であり、「明年乃稼」とあるのによつて、これらを稻作のための準備作業とし、だからこの農法は一年休閑法だとする西嶋説は誤りである。「明年乃稼」は、秋の水落ちの後、雜草を鎌で刈り、「これだけ作業をしてこそ明年もそれで栽培できるのだ」ということで、これこそ鄭玄が連作を主張している證據である。(二)『四民月令』の「三月可種稷稻、五月可別稻及藍」

は、現在の田植に近い技術があったことを示し、後漢張衡の「南都賦」に「決渫則曠、爲漑爲陸、冬稔夏穡、隨時代熟」とあるのは、當時江淮先進地帯では稻麥二毛作が行なわれていたことを示す。(三)要術が江淮地區の水稻栽培について「稻無所緣、唯歲易爲良」と言っているのを、西嶋氏は「稻は地味を選ばない。ただ歲易を良とす」と解し、それによつて一年休閑とされているが、これは「稻はどんな作物の跡地でもよい。云々」ということで、休閑法ではない。(四)要術の北土高原の稻作法については、播種量が江淮稻作と同じであり、苗代栽培とは言い難く、また本田調整のことが何一つ示されていないから、「既生七八寸、拔而栽之」は、除草・整苗を言ったもので、田植農法ではあるまい、と前説を訂正される。

三は、農書以外の史料にみられる、先秦時代から晉までの灌漑設備を前提とした大規模な稻田耕作の例を對象として、どのような稲作が行なわれて来たかを検討したもの。それによると、(一)一つの田で、灌水すれば稲作、排水すれば麥作の可能なことは先秦時代から知られていた(『戰國策』東周策の水争い譚)。(二)農民は陸田より水田が有利であることを知っていた(同上)。このことから灌漑を前提とする稲作は可成り集約的であったことがわかる。(三)前漢時代は

すでに連作である（『漢書』溝洫志の番係、賈禰の上奏）。四後漢時代になれば一部には田植も行なわれていた（張衡「南都賦」によれば、稻麥二毛作が想定され、そうであれば、史料にはないが田植を行なっていた筈である）。四西晉の杜預の上疏文から、直播法は過去の農法と考えられていたことが推定され（『晉書』食貨志）、新しい農法とは田植農法であることが知られる、という。

第三部は、序論で要術的農業技術下における莊園像を鳥瞰したのを承け、要術を史料として當時の華北乾燥地帯における一般農家の農家經營を鳥瞰し、あわせて要術的農家と均田法との相互關係を考察したもの。それによると、穀田における主穀の生産は、隔年一作というような低いものではなく、歲易もどの程度行なわれていたかは疑問。家畜の飼育が盛んで、飼料作物がかなり廣く栽培されていた。二〇畝の桑田は、單に五〇本の桑が植えられるだけではなく、多くの禾穀類も播種され、桑の實は救荒用に備蓄された。麻は、畑の中に植えられると共に、畑の四周の畦に栽培され、家畜の害を防ぐのに用いられた。従つて均田法規では穀田・桑田・麻田の別はあつても、實際には粟・桑・麻は各々比重の差こそあれ混種されていたと考えられる。では、そのような穀田・桑田・麻田を營む農家が、均田法の施行によって如何なる規制を受けたか、あるいは逆にこのような農家に對する規定として、均田法の文をどのように解釋すれば合理的かという觀點に立つて條文をみてみると、北魏の均田制そのものは、單に無主の地（國有地）を確保するという効果が期待できる程度のものであつて、現狀を打破する改革と言うに程遠いものであつた。しかしそれにもかかわらず均田法を施行しようとしたのは、孝文帝（正確には文明太后、その他の首脳部）の洛陽

遷都の決意に外ならなかつたと推定される、という。

三

以上が氏の高論の概要である。氏の作風の特徴は、農業技術に関する深い學識をふまえて、農業問題・土地問題を考察していること、基本史料について、そこに使われている語彙をあらゆる角度から検討し、文脈に沿つた解釋に心を砕き、そして、その上で、その解釋が専門知識に徴して合理的であるか否かを確認していること、そのような作業の反復によつて、史料の行間の文字を讀みとり、あるいは史料の缺けてるところを補い、それによつて研究の空白部分を埋めようとしていることにある。例えば、序論でとりあげた南北朝時代の華北の莊園の實態については、ほとんどそれを記述した史料がないのにかかわらず、氏は、農業技術書である『齊民要術』を利用し、華北乾燥地帯においては、農耕上どのような自然的制約があるかを種々考えたりえ、要術的農法の特徴をとらえ、そのような農法によつて生産している社會はどのようなものであり、そこに發達した莊園はどのようなものであつたかを考え、要術時代の莊園像を浮び上らせている。その際、氏は、要術が食品加工の條で、高級料理の製法に記している材料の量に注目し、そのような料理を食するのは莊園主に違いないが、その量は五口の家數家分であり、それによつてみると、莊園主は自分の子弟の家族と一緒にテーブルを圍んで食事するのが通例であり、もしそうであるとすると、莊園主は廣大な家邸の中心の宅に住み、その側屋にその家族を居住させて、數個の五口の戸を複合させた一個の家を構成していたであらうと想定している。卓抜した史料操作である。

また、第一部第一章の二でとりあげている『呂氏春秋』の農法に「六尺之耜 所以成畝也」とあるのを、従来は、幅六尺、長さ六〇〇尺（二四〇步一畝制なら一四四〇尺）の作畝法で、その廣畝の上に散播する、あるいはその長邊に沿って一尺前後の耜を三本つくとて條播したと解釋していたのに對し、氏は、六尺を耜の長さとして、六尺の耜を持ち、道路をはさんで二人（夫婦）が向い合つて作畝したとし、その方が實際に徴して、はるかに效率的・合理的であるという新解釋を示された。發想の轉換の好箇の一例である。また、第一部第二章の一の二四〇步一畝制の成立問題について、氏は、畝制の擴大は農業生産力の發達によってなされるものであるが、生産力の發展といつても、灌漑の發達・スキヘラをもつ耕犁の出現は、かえつて農業集約化によって畝制の縮少を促すものであるから、これは作條犁の出現とみるべきで、そうであるとすれば、その時期は春秋末・戰國はじめであるから、それを行なつたのは秦商鞅が阡陌制を施行した時であろうとし、二四〇步一畝制を商鞅の田制・邑制・軍制との關係から考察し、獨自の説を導き出されている。『呂氏春秋』の農法・二四〇步一畝制の問題とも、私は氏と異なる解釋をもっているが、氏のこうした手法は、學ぶべき所、大である。また、第Ⅱ部第一章の一の二年三毛作の成立問題のところ、西嶋氏が二年三毛作は唐代に到り小麥の普及をまつて成立したとされたのに對し、『四民月令』の各月における穀物賣買品目の中に大麥・穠麥があるのに注目し、「二年三毛作は小麥の普及を前提としなければならぬ理由はない」とし、大麥・穠麥を用いた組合せを示唆されたことは、重要である。『南齊書』劉懷慰傳に、齊郡太守劉懷慰が、開墾・灌漑の禮に新米一斛を持って來た農民に對し、食

べていた所の麥飯を示し「日食有餘、幸不煩此」と言つたという話、『梁書』裴子野傳に、裴子野は釋氏を信じて教戒を持し「終身飯麥食蔬」したという話、『陳書』孔奐傳に、建康令孔奐が、戰鬪を前に、麥飯をつくり、荷葉に包ませ、數萬裏をつくつたという話がある。『北堂書鈔』によれば飯は蒸しものである。とすれば麥飯の麥は大麥である。『唐六典』によれば、唐の府兵の攜帶食糧は麥飯と粟である。大麥は、南北朝時代には江南にまで廣く栽培されていたことがわかる。これらのことから私は、唐代における小麥作の普及は、粟作から小麥作へと代つたのでなく、大麥から小麥に代つたと考えている。因みに、六條大麥の發祥地には、中近東説のほかチベット説、揚子江流域説がある。

とは言え、氏の論にも、疑問點がなくはない。氏の論は西嶋氏との論争の形で展開されているものが多いが、そのためか、西嶋批判を急ぐの餘り、史料解釋に行き過ぎではないかと思われるところが、若干ある。氣付いた點を列記すると、つぎのごとくである。(一)第Ⅱ部第一章の一において、要術の「大小麥皆須五月六月曠地」の解釋をめぐつて、西嶋氏が「曠地」を大小麥播種前の保水のための土壞處理と解し、麥作には播種二・三か月前に「曠地」する必要がある、しかも麥の收穫は四・五月であるから、要術の技術段階では、麥は一年一作であり、他の作物との組合せはできないとされたのに對し、氏は「曠地」を大小麥收穫後の土壞處理と解し、この文は、麥收穫直ちに「曠地」し、跡地の他の作物を播種する用意をせよと言つたもので、むしろ麥と他作物と複種栽培されている證據であると言われる。しかし、(イ)この文は要術麥作の項の冒頭にあり、とすれば要術が麥作法を説くのに、「大小麥の刈り跡は、すみやかに曠

地し、他作物の作付けに備えよ」というような文言から書きはじめるといふようなことが、考えられるであろうか。(四)『舊書』食貨志所載の大興元年の詔に「徐揚二州、土宜三麥、可督令煖地、投秋下種、云々」とある「煖地」はどうみても麥作にそなえての土裏處理ではないだろうか。(二)第Ⅱ部第二章の二において、氏は、後漢時代、南陽先進地區においては稻麥二毛作が行なわれていた證據として、張衡の「南都賦」に「決滌則曠、爲漑爲陸、冬稔夏穰、隨時代熟」とあるのを擧げられている。なる程張衡は侯風地動機(地震計)の考案者として知られた科學者である。しかし同賦が同節の前の南陽の山川を讀めた句中で、鸞鷲(鳳凰の類)・鸚鵡(鳳の類)が飛んでいるとか、蝮龜(蛇をのむ龜)・鳴蛇(四つの翼をつけた蛇)が泳いでいるとか詠っているのよってみると、すべて南陽風景の寫實とは受けとれないのではなからうか。(三)同じく第Ⅱ部第二章の二において、要術の北土高原における稻作法に「納種如前法、既生七八寸、拔而栽之」とある文の解釋をめぐって、氏は來註に「栽而薨之」とあるのにより、これは草稗を抜きとることであって、移植することではない、とされている。しかし栽には抜くという意味はなく、また本文中に草稗のことは見えないから、來註の「既非歲易、草稗俱生、芟亦不死、故須栽而薨之」は「歳易でないから、草と稗が一緒に生えてくる。鎌で刈っても膿死しない。だから(稻苗を抜いて)栽し、草・稗を薨(田草を抜くこと)さなければならぬ」と讀み、本文の「拔而栽之」は、やはり移植と解すべきではないか。(四)第Ⅱ部第二章の三において、氏は『宋書』文帝紀の元嘉二十一年七月乙巳の詔に「比年穀稼傷損、淫亢成災、亦由播種之宜、尙有未盡、南徐・兗・豫及揚州浙江西屬郡、自今悉督種麥、以助闕乏、

速運彭城下邳郡見種、委刺史貸給、徐・豫土多稻田、而民間專務陸作、可符二鎮、履行舊陂、相率修立、并課墾闢、云々」とある「南徐・兗・豫」の兗・豫を、彭城(今の江蘇銅山縣治)に寄治していた兗州、淮西におかれた豫州ととっておられるが、そうすると何をせよと言っているのかわからなくなってしまう。この兗・豫は、廣陵(江蘇江都縣)ないし盱眙(安徽盱眙縣)におかれた南兗州、歷陽(安徽和縣治)におかれた南豫州ととるべきであり、そうすれば「淮南・江南の南徐(江蘇丹徒縣治)・南兗・南豫・揚州浙江西の屬郡の作物が日照りのため枯れてしまったが、今ならば麥播きに間にあうので、急いで淮北の彭城・下邳(江蘇邳縣治)郡から麥種を運んで農民に貸給せよ。その彭城・下邳二鎮のある徐州・豫州には、もと稻田が多くあったが、(北魏との戰場になったため、陂が破壊され)民間では専ら陸作を行なっている。だから二鎮に符し、舊陂を履行して復舊し、并せて開墾を課せよ。云々」ということになり、意味が通じる。

しかし、これらの疑義は、創見に満ちた本書の價值をいささかも傷付けるものではない。はじめに紹介したように、氏は京大文學部史學科を卒業後、京大農學部に通って農業技術・農業經濟を學ばれた。氏の研究が、歴史學の境界内にとどまる限り、明らかにし得ないことを解明しているのは、そうした經歷をふまえてである。昨今、異なる領域の研究者の協業により境界領域を開発しようという學際的研究の必要性が云々され、中國農業史の分野においても、京大東南アジア研究センターの渡部忠世教授の提唱により、史學・農學・植物學・地理學等々領域の研究者による學際的研究が進められ、多くの成果を擧げている。氏はそのメンバーの一人であるが、

氏自身が、その學際的研究の體現者であると言える。今後とも、かかる方法による研究の發展が望まれる。また、氏の研究が、生産力の發展↓生産關係・生産様式の變化というように、縦に時代の流れを追って行くというよりも、むしろ生産力の實態↓土地問題・社會制度の現狀というように、横に社會を見渡し、それによつてその時代の社會を鳥瞰しようとして試みてゐるのは、昨今、新しい歴史學として注目されてゐる社會史の手法に似てゐる。氏の研究には、時代區分論のような華々しさはないが、貴重な研究であり、今後とも、このような手法による研究の深化が望まれる。

はじめ編集部から書評の依頼を受けたとき、私に氏の研究を理解できるだけの能力があるかどうか危惧したが、本書を読み終え、實に多くのことを學び得た。その學恩に感謝し、筆を擱く。

一九八九年三月 京都 同朋舎
A五判 五二九頁 一五〇〇圓

福井重雅著

漢代官吏登用制度の研究

富田健之

一

中國の官僚制度は、世界史上他に類をみない高度の發達を遂げた。そしてその要因の一つとして、人材を選抜し官僚として任用するという、いわゆる官吏登用制度が、こゝまた高度な發展をみせたことが擧げられる。それだけに中國の官吏登用制度については、これまで内外ともに數多くの研究が行なわれてゐる。しかしながらその多くは魏晉南北朝の九品官人法と隋唐以降清末に至る科擧とに集中しており、反面それらの基本的骨格を形作つたともいえる漢代の登用制度について、その體系的包括的な解明を試みた研究はほとんど皆無に等しい状態である。著者福井重雅氏の學位論文（早稻田大學）である本書の目的は、以上のような状況に鑑み、漢代の官吏登用制度について総合的かつ個別的な考察を行なうことによつて、その研究上の空白を埋めんとするところにある。

以上のような研究目的を有する本書は、

第一章 漢代官吏登用制度の概観

第二章 賢良・方正の成立

第三章 賢良・方正の運営

第四章 漢代の察擧制度と政治體制